

第百七十九回国会

東日本大震災復興特別委員会における平野東日本大震災復興対策担当大臣
発言

第七十九回国会 東日本大震災復興特別委員会

平野東日本大震災復興対策担当大臣発言

東日本大震災復興対策担当大臣の平野達男でございます。東日本大震災復興特別委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

東日本大震災により、発災以来これまでに合計一万五千名を超える尊い命が奪われ、いまだに三千八百名以上の方が行方不明となっております。

亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、すべての被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

今回の大震災は、その被害が極めて広域に及ぶだけではなく、大規模な地震・津波に加え原発事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害であり、いわば「国難」であります。

発災後、政府を挙げて被災地の復旧・復興対策に取り組んでまいりました。これまでのところ、避難所の解消と仮設住宅の建設、散乱ガレキの撤去、主なライプラインの復旧などについては、一定の成果を挙げております。一方で、迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないとの御指摘をいただいていることも事実であります。

私は、震災発生直後から内閣府の副大臣として、また、七月以降は東日本大震災復興対策担当大臣として、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に全力で当たってまいりました。今後も担当大臣として引き続き被災者の皆様方の声に耳を傾け、被災地の本格的な復興に向けて、大きな使命感と責任感を持って取り組んでまいります。

今後、大震災からの復興に取り組むに当たっては、私としては、次の三点に特に意を用いてまいりたいと考えております。

第一に、「復興基本法」に示された、復興の目的や理念、基本的な施策を踏まえるとともに、「復興構想会議」からの「提言」や、復興に当たった基本的考え方や復興の期間、実施する施策など幅広い内容を盛り込んだ「復興基本方針」に基づき、復興への取組をしっかりと力強く進めてまいります。

この「復興基本方針」に基づき、当面の公共インフラ等の「事業計画」や業務の「工程表」を公表し、事業を進めているところでもあります。このように様々な施策を着実にを行い、被災された多くの方が復興に「希望」を持てるよう、今後とも、地方公共団体や関係府省と密接に連携・協力し、これまで以上のスピード感を持って全力で進めてまいります。

第二に、復興は地域が主体となって取り組むことが基本であり、国はその取組を最大限支援してまいります。現在、被災市町村においては、それぞれ復興計画の策定を進めているところですが、国としては府省横断的なチームを編成するとともに職員を頻繁に現地に派遣するなどして、専門的・技術的な支援を行ってい

るところであります。

また、東京電力福島第一原子力発電所における事故の被害を受けている福島県については、国と県による協議会を設け、現地において県及び市町村の要望をお聞きし、対応しているところでもあります。

「復興基本方針」の策定に当たっても、被災地の御要望や御意見などを十分お聞きいたしました。今後とも現地対策本部の機能を積極的に活用しつつ、地域の声に十分耳を傾けてまいります。

第三に、政府としては、被災地の本格的な復興に資するため、東日本大震災関係経費を計上した第三次補正予算を本日の閣議で概算決定したところです。

また、地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い東日本大震災復興交付金を創設すべく、復興特別区域法案を早急に本臨時国会に提出するよう

準備を進めてまいります。

さらに、被災自治体の復興の取組を総力を挙げて支援していくため、府省の枠組みを超えて、被災自治体の要望にワンストップで対応できる「復興庁」を早期に設置するため、復興庁設置法案を本臨時国会に提出するよう準備を進めてまいります。

これらの復興の具体的取組に当たっては、「復興基本法」が与野党の合意に基づき成立したことを踏まえ、党派を超えて広く与野党の御協力をいただきながら進めてまいります。

被災地域の復興なくして日本経済の再生はありません。また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はありません。このような考え方に基つき、東日本大震災による被災からの一日も早い復興と活力ある日本の再生に向けて、国の総力を挙げて取り組んでまいります。

古賀委員長を始め、理事、委員各位の御理解と御協力をお願いいたします。